

掛川市規則第18号

掛川市職員の管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）附則第18項、第19項、第20項及び第21項の規定による給料（以下「管理監督職勤務上限年齢調整額」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号。以下「職員定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 職員定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第18項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第16項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号。以下「給与規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 降号 掛川市職員の分限に関する条例（平成17年掛川市条例第20号）第3条に規定する降号をいう。
- (7) 上限額 給与条例第3条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

(8) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第18項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第18項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

イ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

ウ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第20項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第2号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に算出率を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員 市長の定める額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表を適用した給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号および第2号のいずれかに該当する職員であって同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号および第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号及び第2号に規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第4号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第20項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(職員定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給

料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第2号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員から同意を得て行う降格を除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第3号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に

対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に算出率を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員 市長の定める額

(4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表を適用した給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表を適用した給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する職員であって、第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号及び第2号に規定する給料月額について異動日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第4号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

(人事交流等職員に対する給与条例附則第21項の規定による給料の支給)

第7条 次号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げ

る職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第16項等の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

(1) 国家公務員

(2) 他の地方公共団体の職員

(3) 掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成17年掛川市条例第27号)第12条第1号に規定する退職派遣者

(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員

(5) その他市長が前各号に準ずると認める者

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等に

より引き続いて第1項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員

（公益的法人等への派遣から職務に復帰した職員に対する給与条例附則第21項の規定による給料の支給）

第8条 掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）であった者で、その派遣期間中に法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされ、職務に復帰した日が特定日後であって、特定日におけるその者の号給等について派遣期間中の降任等に伴う決定がされていないもの（以下「派遣期間中降任等職員」という。）のうち、特定日に職務に復帰したものとして給与条例附則第16項の規定が適用された場合に特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額（以下この項において「特定日仮定給料月額」という。）が異動日の前日に職務に復帰したものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、職務に復帰した日以後、第8条基礎給料月額と特定日仮定給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日仮定給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が改定された職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

4 派遣期間中降任等職員のうち、給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第21項等の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、引き続いて公

益的法人等派遣職員となり、引き続き職務に復帰したもの及びこれに準ずるもの

(2) 職務に復帰した日以後に育児短時間勤務等をした職員

(3) 職務に復帰した日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員

(雑則)

第9条 この規則により難い事情があると認められるときは、市長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

(実施事項)

第10条 この規則の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。